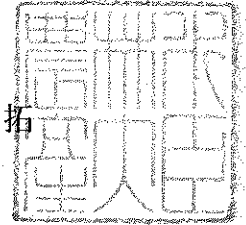


元消安第 5409 号
令和 2 年 3 月 18 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 江藤 拓



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく飼料の製造の方法等の基準及び成分規格の設定に係る以下の事項について改正すること。

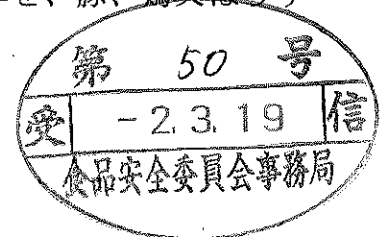
- 1 馬を対象とする飼料（以下「馬用飼料」という。）の成分規格として、次に掲げる農薬の飼料中の基準（牛を対象とする飼料と同じ基準値）を設定すること。

γ -BHC、BHC（ α -BHC、 β -BHC、 γ -BHC 及び δ -BHC の総和をいう。）、DDT（DDD 及び DDE を含む。）、アルドリン及びディルドリン（総和をいう。）、エンドリン、ヘプタクロル

- 2 馬用飼料に用いることができる次の飼料添加物に係る製造の方法等の基準を設定すること。

ギ酸、グルコン酸カルシウム、バチルス サブチルス（その 1）、バチルス サブチルス（その 2）、バチルス サブチルス（その 3）、クロストリジウム ブチリカム（その 1）、ラクトバチルス アシドフィルス（その 3）及びラクトバチルス アシドフィルス（その 5）

- 3 馬用飼料に含むことができる、動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする馬用飼料の成分規格及び製造の方法等の基準を、豚、鶏又はうずらを対象とする飼料と同様に設定すること。



(参考)

対象家畜等に馬を加えることに伴う飼料等の基準及び規格の設定について

1. 経緯

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「飼料安全法」という。）の規制対象となる「家畜等」については、牛、豚、鶏等が定められているが、馬については、畜産物の生産量が少なく、主に自給飼料を使用していることから対象家畜として定められていなかった。

今般、馬（食用に供する馬をいう[※]。以下同じ。）に流通飼料を給与している実態が確認されたことから、牛、豚、鶏等と同様に、飼料のリスク管理が重要であることから、馬を対象家畜として政令に追加することとした。（令和 2 年 12 月 1 日施行予定）

このため、牛を対象とする飼料（以下「牛用飼料」という。）が馬に給与されている実態等を踏まえ、馬の健康及びその畜産物を介した人の健康に影響を及ぼさないことを前提に、農林水産省令に馬を対象とする飼料（以下「馬用飼料」という。）の基準及び規格等を設定することについて、飼料安全法に基づき農業資材審議会に諮問したところ、適当と認めるとの答申が得られた。

※ 後日、食用に供する馬に限定する規定を告示で定める予定。

2. 改正の概要

農業資材審議会の答申を踏まえ、次のとおり、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）を改正する。

（1）農薬

現在の流通状況と比べ、馬用飼料についてのリスク管理措置を緩和する性質のものではないことを踏まえ、馬用飼料の成分規格として、次に掲げる農薬の飼料中の基準（牛用飼料と同じ基準値）を設定する（これらの農薬は、現在使用されておらず、畜産物での残留性が高いため飼料の基準値が設定されている。また、2006 年度以降流通飼料では検出されていない。）。

γ -BHC、BHC（ α -BHC、 β -BHC、 γ -BHC 及び δ -BHC の総和をいう。）、DDT（DDD 及び DDE を含む。）、アルドリン及びディルドリン（総和をいう。）、エンドリン、ヘプタクロル

（2）飼料添加物

馬用飼料に使用される可能性があり、これまで家畜等及びその畜産物を介して人に対して安全上問題が生じる知見がなく、馬及びその畜産物についても安全上の懸念がないと考えられる次の飼料添加物について、馬用飼料の製造方法を定める。

ギ酸、グルコン酸カルシウム、バチルス サブチルス (BN 株 (その 1)、C-3102 株 (その 2)、DB 9011 株 (その 3))、クロストリジウム ブチリカム (MIYAIRI 株 (その 1))、ラクトバチルス アシドフィルス (GBL-2 株 (その 3)、LAG-300 株 (その 5))

(3) 動物由来たん白質

これまで馬におけるプリオン病の自然発症事例等がないことを踏まえ、自然発症事例がない豚、鶏及びうずらに利用可能な以下の動物由来たん白質を、馬用飼料に利用可能なものとして設定する。

① 農林水産大臣による確認を受けた動物由来たん白質

- ・ 牛及びめん山羊由来たん白質 (ゼラチン、コラーゲン)
- ・ 馬 (※)・豚・家きん由来たん白質 (血粉、血しょうたん白、肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、チキンミール、フェザーミール、ゼラチン、コラーゲン)

(※) 馬由来の肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉については、豚、鶏及びうずら等用飼料への利用再開について食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果等を得たことから、省令の改正手続中)

- ・ 魚介類由来たん白質 (ゼラチン、コラーゲン含む)

② 食品廃棄物等に含まれる農林水産大臣が指定する動物由来たん白質

3. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、省令の改正の手続を進める。

当該省令の改正後は、牛、豚、鶏等を対象とする飼料と同様に、立入検査等の実施により馬用飼料の製造等の基準及び成分規格の遵守を確認する。